第1回 審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善に関する会合

1. 日時

令和2年10月8日(木)13:30~15:30

2.場所

原子力規制委員会 13階会議室B・C・D

3. 出席者

原子力規制庁

市村 知也 原子力規制部長

遠山 眞 技術基盤課長

佐々木 晴子 技術基盤課 企画調整官

鈴木 亜紀子 技術基盤課 課長補佐

北井上 礼樹 技術基盤課 専門職

大森 敬之 技術基盤課 係長

守谷 謙一 原子力規制企画課 火災対策室長

正岡 秀章 実用炉審査部門 管理官補佐

止野 友博 実用炉審査部門 管理官補佐

小林 源裕 地震・津波審査部門 管理官補佐

三井 勝仁 地震・津波審査部門 上席安全審査官

大野 佳史 地震・津波審査部門 安全審査官

嶋崎 昭夫 専門検査部門 管理官補佐

4.議題

審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について

5.配布資料

出席者一覧

資料1-1 原子力規制庁から収集した意見・提案のうち

「分類(a)見直しを要しない」と整理するもの(案)

資料1-2 ATENAから収集した意見・提案のうち

「分類(a)見直しを要しない」と整理するもの(案)

資料1-3 原子力規制庁及びATENAから収集した意見・提案のうち

「分類(b)字句の変更等に関するもの」と整理するもの(案)

資料1-4 原子力規制庁及びATENAから収集した意見・提案のうち

「分類 (c) その他記載の具体化・表現の改善の検討が必要なもの」

と整理するものとその小分類について(案)

参考資料1-1 審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について

- 意見・提案の収集結果と今後の進め方 -

(令和2年度第27回原子力規制委員会資料4)

6.議事録

市村部長 定刻になりましたので、審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善に関する会合、第1回会合を開催いたします。

進行は私、規制部長の市村が務めます。

本日の出席者は、出席者リストを配付していますので、よろしいですか。これは内部の 会議でもありますし、これを御参照ください。

それでは、まず議題に入る前に、この会合は何でやっているかということを、遠山基盤 課長から説明をお願いします。

遠山課長 技術基盤課の遠山です。

お手元に参考資料1-1というのがございますが、これは今年の9月23日に原子力規制委員会に御説明したときの資料です。

今回のこの活動は、昨年の10月にまず最初に規制委員会に取組方針を了解していただいたものです。もともとこの規制委員会ができてから、規制基準については継続的に改善するとして活動を続けてきておりますけれども、適合性審査などで一定の経験や実績が得られたという中で、重要なものについてはその間、随時見直しというのは行われてきておりましたが、そこの経験を踏まえて、現行の規制基準の要求内容の中で、表現上、分かりにくい点があるのではないか、あるいは、内容をさらに具体化したほうがよい点があるので

はないかと、こういう点についても見直していこうという活動を開始することといたしま した。

そして、今年の1月、同じく規制委員会におきまして、そのような意見、提案については、規制庁内だけでなくて、被規制者からも意見・提案をいただくことを考えていきたいということといたしました。

これに基づきまして、今年の8月末に被規制者、ATENAさんから意見もいただきまして、これを踏まえて今年9月、先月ですけれども、いただいた意見・提案を一通りまとめて整理をいたしました。

資料の2ページ目にその内容を簡単な表にまとめております。これは事務局であります 技術基盤課が暫定的に整理したものですけれども、内容としては自然ハザードとそれ以外 に分けて、そして、特に内容の分類といたしましては3分類。

まず一つは、一旦収集はしてみたものの、特に見直しを必要としないのではないかと整理するものが(a)というもの。それから、中は、例えば誤記であるとか、単純な字句の変更を行えばよいというようなものを(b)、(c)というのがそれ以外で、記載をもう少し具体化するには、どのように表現を変えたらいいかという検討が必要なもの、この三つに大別されると考えております。

本日のこの会合の趣旨ですけれども、事務局がまとめました暫定的な意見・提案の分類につきまして、規制庁内の広い参加者の皆さんから意見をいただいて、この分類について確定をしたい。それから、トータルで90件近くの意見・提案がございますので、どの順番でやっていくのがよいかという優先順位を決めたい。さらに、今年度はもう残り半年以下となりましたけれども、今年度中に対応できるものはどれにしようかと、この辺りを皆さんと議論をして決めていきたいと、そういう趣旨でございます。

以上です。

市村部長 遠山課長、ありがとうございます。

今のが今回の会合の趣旨ですけれども、特段よろしいですか。

今日はこれで議論して、案をつくってまた委員会にフィードバックをするということで すね。

遠山課長はい。

市村部長 よろしくお願いします。よろしいですか。

それでは、資料が今日は1-1~1-4までありまして、これを順番に議論をしていくという

ことだと思いますので、始めましょう。

ではまず資料1-1からお願いします。

北井上専門職 技術基盤課の北井上でございます。

まず、私から資料1-1について説明をさせていただきます。資料1-1で、これは原子力規制庁から収集した意見・提案のうち、分類(a)、見直しを要しないという部分に整理するものについてお示しする資料でございます。

先ほど課長の遠山のほうから説明がありましたとおり、規制庁内で収集した意見・提案のうち、「(a)見直しを要しない」というものとして整理するものは6件あるというふうに、9月の委員会の段階では暫定的に分類をしていたものでございます。こちら分類の確定に向けて内部で改めて精査した結果、変わらずこの6件については、やはり暫定的な分類から変わらずに「分類(a)見直しを要しない」というものとして整理したいと考えているものでございます。

その6件というのは、下に書いてあるNo.3~No.15までの6件でして、具体的にどういったものかというところと、その理由というのは2ページ目、3ページ目に示しておりますので、御覧ください。

2ページ目の上から簡単にかいつまんで紹介をさせていただきます。

まず、No.3ですけれども、こちら実績を踏まえた航空機落下確率の評価手法というものです。こちら航空機落下確率を評価する際に設定する標的面積の範囲の考え方等の記載を明確化してはどうかと当初意見・提案があったものですけれども、改めて確認した結果、その範囲というものは正確には設置許可基準規則という部分で、ちゃんと明確になっているという部分が判明いたしましたので、こちらの提案を取り下げるということで、取下げの分類というところでさせていただいております。

続きましてNo.5です。こちら消火設備の能力に係る要求というものでございます。こちらは局所的な家庭用の消火設備の消火能力について、適用範囲ですとか条件を明確化してはどうかと提案いただいたものですけれども、こちらは審査で一度申請をされたものの、審査過程において取り下げられまして、この設備を採用した実績がないというところですので、提案を取り下げる旨の提案があったというところでございます。

続きましてNo.7、非常用DGの連続運転に必要な燃料確保に係る要求です。こちらにつきまして、概要に書いてあるとおりですけれども、非常用DGの燃料移送設備の一部にタンクローリを使用していることについて、その恒設のものの信頼性に準じた信頼性確保の考え

方を明確化してはどうかという旨で、提案があったところですけれども、こういった設計 基準対象施設に可搬型のタンクローリを採用するのは特異でありまして、その信頼性確保 の在り方は基準として一律に明確化するのではなく、個別審査で審査すべき事項であるこ とから、提案を取り下げるということとしております。

続きましてNo.11のNです。こちらが常設重大事故等対処設備の共通要因の想定範囲というものです。こちらは故意による大型航空機の衝突というものが、常設の重大事故防止設備の設計上、考慮すべき共通要因には含まれないということを明確化してはどうかと提案があったものですけれども、こちらについては設置許可基準規則において明らかであるというところで提案を取り下げるということとしております。

5番目です。設計基準事故対処設備を代替しない常設重大事故等対処設備の多重化という部分です。こちらについて重大事故等対処設備のうち、多重性又は多様性及び独立性を有し位置的分散のあるものがある一方で、こうした要求の記載がない設備についても、審査において信頼性向上対策を求めたという実績があるところ、この考え方を明確化してはどうかというふうに、一度は提案があったものですけれども、これについては事業者の設計方針等によるところも大きく、個別審査で議論すべき事項なので、基準に入れるというところではなく、提案を取り下げるということとしているものです。

最後、No.15のNです。こちらは緊急時対策所の分散配置ですけれども、緊急時対策所を一つの建屋の2か所に分散配置する設計に対する考慮事項というものを明確化してはどうかと提案があったものですけれども、こちら一度あったものの、新たな緊急時対策所を設置して、この2か所に分散配置するというような状態は解消されておりますし、また同様の申請が他社からされる見込みというのはないので、提案を取り下げるということとしているものです。

こちらについて技術基盤課としても取下げということとさせていただければと思って おりますけれども、皆様から御意見いただければと思います。

説明は以上です。

市村部長 ありがとうございます。

今の分類(a)にされているものは見直しを要しないという整理ですけれども、これについて質問、コメント等お願いします。

正岡補佐 実用炉審査部門の正岡です。

これはうちのほうの課からの提案で、このとおり当初もともと出したのが、もう少し前

ということと、審査中のものも当時ちょっと整理してしまっていて、最終的になくなった ということもありまして、うちの課としても提案を取り下げさせていただきたいと思って おります。

市村部長 正岡さん、ありがとうございます。

そのほか特にありますか。

そうするとこれはもう皆さん取下げということ、対応を要しないということに整理する ということでよろしいですか。

では、資料1-1についてはこういう整理にして、資料1-2に進めましょう。お願いします。

北井上専門職 資料1-2について、また同じく技術基盤課の北井上から説明をさせていただきます。

資料1-2、こちらは先ほど規制庁内で収集したもののうち、「分類(a)見直しを要しない」と整理するものでしたけれども、今回、資料1-2については、先日の公開会合でATENA さんから収集した意見・提案のうち、「分類(a)見直しを要しない」と整理するものについてまとめた資料ということになっております。

9月の委員会の段階での暫定的な分類としては、ATENAさんから収集した意見・提案というのは、全て(b)の単純な字句の訂正というものと、あとは(c)の十分な検討が必要なものというところの、いずれかに分類をしておりましたけれども、分類の確定に向けまして改めて内容を精査したところ、ここに書いてありますNo.1~No.12までの5点については、次のページ以降に示す理由により「分類(a)見直しを要しない」という形で整理をさせていただきたいと考えているものでございます。

2ページ目、3ページ目を使って、その意見・提案の概要と見直しを要しないと変更する 理由について説明をさせていただきます。資料の2ページ目を御覧ください。

まず一つ目、No.1の「パラメータ」の用語の定義というものです。こちらATENAさんからは「パラメータ」という用語の定義について、今の規定ぶりが分かりづらいので、第2条の(定義)の部分に記載してはどうかというところを希望するという旨の意見・提案があったところでございます。

こちらにつきまして中身を確認しましたけれども、まずそもそも下に書いてありますとおり、今、設置許可基準規則の第16条の部分で、「パラメータ」の定義というのは明確に規定をしてございます。読上げますと「外部電源が利用できない場合においても温度、

水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という。)を監視することができるものとすること。」というふうに明記してございます。

この「(以下「パラメータ」という。)」というような定義づけと、あるいは、よくある「第2条の(定義)」という部分にそれぞれの定義を書き連ねるという、それぞれのやり方がありますけれども、一般的にその用語が重要な意義を有する場合ですとか、使用頻度が比較的多い場合に、第2条の(定義)の部分で定義づけを行うというものが一般的な法制執務のやり方でして、「パラメータ」というのは、これに該当しないものというふうに認識しております。

その上で先ほどお伝えしたとおり、「パラメータ」というのは「(以下「パラメータ」という。)」という形で明確になるように既に規定をされておりますので、こちらについては 見直しを要しないというものと整理したいと考えております。

なお、付け加えますと「(以下「パラメータ」という。)」、この「(以下 という。)」ですとか、あるいは「(以下 と総称する。)」というような形での定義づけというのは、この「パラメータ」以外にも各種ありまして、原子炉等規制法の中をざっと見た限りでも、約60回ほど使用されていますし、設置許可基準規則ですとか技術基準規則でも、それぞれ数十回ずつは使用されているものですので、一般的な定義の仕方ですし、パラメータだけを特出して変える理由というのも特段ないかなというふうに認識をしております。

続きましてNo.3、使用済燃料貯蔵層の放射線の遮へいが維持される水位の確保です。こちらについてATENAさんからは、放射線の遮蔽が維持される水位の確保に対する評価要件について、燃料体等の著しい損傷の防止に必要な措置に対する評価である旨、明記してほしい。記載の追加を希望するということで、意見・提案をいただいているものでございます。

現行の設置許可基準規則第37条の解釈の規定を理由の部分で記載しておりますけれども、この3-2という部分でそれぞれ規定しております。具体的に言うと「貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じたもの」とは、ずらずらといって、「放射線の遮蔽が維持される水位を確保すること。」というふうに記載をしてございます。これらの記載によって、この評価項目というのは燃料体等の著しい損傷を防止するために必要な措置に対する評価であるというところは、現行規定においても明確であるというふうに技術基盤課としては認識しておりますところ、こちらについてもやはり「分類(a)見直しを要しない」というものと整理できればと考えております。

続きまして3番目、No.10のAでございます。こちらは非破壊試験の代替試験というものです。対象は亀裂解釈になっておりまして、超音波探傷を行う場合であっても、探傷負荷範囲が存在しない場合は代替試験を行う必要はないというところですけれども、今の記載では誤解を生むおそれがある。必ずしもそうではないと読めてしまうので、記載の修正を希望したいというのが、ATENAさんからの意見・提案でございます。他方で、我々としては見直しを要しないものというふうに整理をしたいと考えております。

理由は、右の欄に書いてあるとおりですけれども、現行の亀裂解釈の別紙1でも、「外面からの超音波探傷試験とする場合には、内表面から1.の代替試験を行う」ということとしていまして、1.では、「構造上近接又は検査が困難であるとして試験が行われない箇所については、代替措置を講じること」というふうに、それぞれ規定をしているものでございます。代替試験云々というふうに明記をしておりますので、これらの規定によって探傷負荷範囲が存在しない場合、すなわち「構造上接近又は検査が困難であるとして試験が行われない箇所が存在しない場合には、代替試験が不要であること」というのが現行規定においても明確であるというふうに認識をしておりまして、したがって見直しを要しないものと整理したいと考えております。

続きまして3ページ目、No.11のAでございます。こちら応力腐食割れ防止の有効性が実証された対策となっております。こちらは応力腐食割れ防止の有効性が実証された対策として、ウォータージェットピーニングや超音波ショットピーニングが該当するということで、1例としてこれらの記載の追加を希望するという旨の希望提案があったところです。

他方で、個別に適用が認められたものであって、適用範囲を限定せずに1例として記載するというのは不適切であるところ、今回は分類、見直しを要しないという部分に整理をしたいと考えております。

最後、No.12のAです。加圧水型軽水炉の原子炉冷却材圧力バウンダリに対する試験です。こちらは当該項に規定されていないというものについては、維持規格に従って検査を実施することについて記載の追加を希望すると。もともと特別によらずこうしてくださいというふうに書いてあったのですけれども、そうじゃないものというものについて希望が出てきているものです。

他方で、亀裂解釈の別紙1の前書きの部分です。「次の要件を付した上で、維持規格に 別紙6の要件を付したものに従い実施すること」ということで明記しておりますので、次 の要件として特段の手当がされていないものについては、「維持規格」及び「別紙6の要 件」に従って実施することは、現行規定においても明確であろうというふうに認識をして おりますので、「分類(a)見直しを要しない」というものに整理をしたいと考えております。 今説明をした5件については、ATENAさんから意見・提案はありましたけれども、「分類 (a)見直しを要しない」というものに整理をしたいと考えております。

説明は以上です。

市村部長 ありがとうございます。

それでは、今の資料1-2について御意見、コメント等お願いします。

どうぞ、嶋崎さん。

嶋崎補佐 専門検査部門の嶋崎です。

この表の10、11、12につきましては、専門検査部門の関係なので発言をさせていただきます。

この資料に記載のとおり、10、12については、特に今の現状の記載を修正、追加しなくても既に内容は明確になっておりますし、11につきまして例示を提示することは特に必要がないと考えておりますので、この内容で進めていただいて結構かと思います。よろしくお願いします。

市村部長 ありがとうございます。11と12ですね。

そのほかはいかがでしょうか。

正岡さん。

正岡補佐 実用炉審査部門の正岡です。

ちょっと中身の確認なのですけど、2ページ目の3Aというところなのですけど、結論としては、もう書いていただいたとおりだなと思っているのですけど、もともとの事業者のほうの提案を確認していく上で、これ結局はSFEの冷却が止まった場合とか、ちょっとサイフォンで抜けた場合に、水位をきちんと保ちなさいということで、当然、当たり前というか、十分読めると思っているのですけど、事業者さんの提案が本当にそういうこと、当たり前のことを書いてくれてと言っているのかどうかがよく分からないので、もう少し事業者さんがここの概要を、具体的にどういうことを事業者としてお願いしているのかというのを確認できればと思います。

市村部長 佐々木さん。

佐々木企画官 技術基盤課、佐々木です。

今御提案があったところについては、提案したATENAのほうから詳細を確認をしまして、

もう一度検討するようにいたします。よろしいですか。

正岡補佐 了解です。

そうですね。少なくともここに書いてあるベースで言うと、おっしゃるとおり明確に当然、違う事故の想定のときまで含んでいるわけじゃないわけです。あくまでもその想定事故の1、2という、そういう当然そのときのシナリオに従って水位を確保することという要件は明らかなので、事業者さんの意図がそういう意図なのかというものが、少し疑問に思ったというところです。

佐々木企画官 技術基盤課、佐々木です。

一応、公開会合で説明を受けた限り、私たちはそういうふうに理解したのですけども、 念のため確認してみることにします。

この内容と同じ意味であれば、見直しを要しないに分類し、そうでない場合にはどうするかもう1回検討するということになると思います。

市村部長 ありがとうございます。

これは、それ以外の読み方という可能性はあるのですか。

正岡補佐 自分も全部審査に出ていないのですけど、少なくとも特段水位の確保のところで、特段の事業者、そう考え方が今まで違っていたとか、PB含めて、今までそういうことは記憶上はないと思っています。

市村部長遠山課長。

遠山課長 先ほどちょっと御説明しましたけれども、8月の末にATENAさんからこの意見をいただいたときの資料というのが、実はありまして、今日の資料はそれを簡略化しているのですけれども、もともとオリジナルでいただいたときの資料を読みますと、「放射線の遮蔽が維持される水位やその基準について明確でなく、審査において著しい損傷防止対策と関係ない事故発生時に、現場にいた作業員の退避における放射線遮蔽の議論になったことがある。審査の適正化を図るために、例えば以下のように明確に解釈に記載していただきたい。」

どういうふうに見直してほしいかというのが同じく書いてありまして、「放射線の遮蔽が維持される水位を確保すること」の下に、(放射線の遮蔽が維持される水位とは、貯蔵槽内、燃料体等の著しい損傷を防止するために、必要な措置に対して放射線により作業等が阻害されないために必要となる水位をいう)と書いてありまして、ある意味ごくごく当然かなと。そういうことで審査もされていたのではないかなと思いましたので、事務局と

しては、これはもう十分読み取れるのではないかという判断をしたものです。ただ、今言 いましたように、もう1回確認はしてみようとは思います。

正岡補佐 実用炉審査部門の正岡です。

課長のおっしゃる範囲であれば、このとおり十分今のままの記載で読めると思っております。

市村部長 ありがとうございます。

じゃあこれはちょっと念のため事務局からATENAに確認をして、佐々木さん整理されたとおり、特段このとおりのことであれば、こういう整理をするということにしましょうか。 佐々木企画官 佐々木です。

そのようにいたします。

市村部長 その他の点、いかがでしょうか。よろしいですか。

そうすると、今これは一つだけ確認事項ありますけれども、基本的には(a)見直しを要しないというものに整理をするということにしたいと思います。ありがとうございます。 それでは、次に資料1-3、お願いします。

北井上専門職 技術基盤課の北井上でございます。私のほうから資料1-3について説明をさせていただきます。

資料1-3は、「分類(b)字句の変更等に関するもの」と整理するものについて、規制庁からか、ATENAからかにかかわらず、まとめた資料というふうになっております。

(b)に該当するものとして、当初9月の委員会に暫定的な分類をお示しした際には、19件というふうに暫定的に分類をしておりました。

他方で、この19件のうち4件につきましては、先ほど資料1-2で御説明しましたとおり、 分類を(a)に変更するということで先ほど御説明をし、先ほど了解をいただいたというふ うに認識をしております。

残りの15件というものについては、変わらず次のページ以降に示す理由によりまして、「分類(b)字句の変更等に関するもの」ということで整理をさせていただきたいと考えております。

具体的には2ページ目以降に記載しておりますので、御確認ください。

こちらについて、まず、対象となる解釈ですとか規則が複数ありますけれども、多くは 設置許可基準規則の解釈、こちらについての意見が7件、基準津波等審査ガイドについて の意見・提案というものが4件、耐津波工認ガイドに係るものが2件ということになってお ります。それ以外の解釈だったり、ガイドというのもございますけれども、今申し上げた 3点というのが主に意見・提案の中心、対象となっている法令文書類ということになって ございます。

また、内容について、合計15件並べておりますけれども、大きく2種類に大別できるというふうに認識しております。

一つは、本当に単純な誤字の訂正に関するものです。例として、例えば2ページ目のNo.27Nを御覧ください。こちらが対象の名称も「誤記」と書いておりますけれども、「余効変動」という記載について、「香」という文字を使っておりましたけれども、正しくは「効く」という文字のほうが正しいというところで単純に誤字がありましたので、これを訂正しますというものでございます。こういったものが基本的には多く、この分類(b)というものの中には並んでいるところでございます。

他方で、何点か単純な誤字というものではないのですけれども、内容的に明らかに誤りであるものと、かつ、どう記載すべきかというのが明確であるものというものが何点かございますので、その点についてだけかいつまんで御説明をさせていただきます。

具体的にいいますと、例えば2ページ目のNo.31N、こちらは設計方針における許容限界を超えないことという名前で書いていますけれども、修正の方針案の部分、真ん中の欄に書いてあるとおり、これまでは許容限界を設定することということだけを規定要求しておりましたが、当然その限界を設定したら、それを超えないように各種対策を講じなさいというのは当然、明らかですし、これまでもそういう形で審査等がされたものと認識しておりますけれども、文字としてちゃんと書いてあるのは、「許容限界を設定すること」ということまでだったので、そこはちゃんと設定をして、これを超えないことというふうに明記をするということとしてはどうかというものが、No.31Nでございます。

似たように、単純な誤字ではないものの、明らかな誤りとしては次のページ、3ページのNo.33N、用語の統一等というものを御覧ください。

こちらのうち1ポツ目、一番最初の丸の部分は単純な誤りなのですけれども、二つ目の 丸の部分です。こちらについてはもともと地震による溢水に加えて、津波の流入を考慮し たものであるというところは明確であるはずなのですけれども、その趣旨をちゃんと明確 に書き切れていなかった部分があるというところで、そこはちゃんと記載を追加してはど うかということで意見・提案をいただいております。

またその下、No.43Nについてです。こちら津波影響軽減施設に影響するものということ

で、一番右の欄を見ていただければ分かる、御覧いただければと思うのですけれども、第 3項第五号 の部分で、「津波防護施設及び浸水防止設備への波力による影響を軽減する効果が期待される防波堤等の津波影響軽減施設・設備」というふうに規定をしているものですけれども、この津波影響軽減施設・設備について、単に波力による影響だけを目的として設置されているわけではなくて、津波高さそのものを軽減する効果を期待しているケースというものもあります。

そういったものがあるにもかかわらず、施設・設備の目的というものを、とても限定的に書いてしまった書きぶりというふうになっておりましたので、ここがあくまでも期待する効果の1例であることが分かるように記載を訂正する、記載を修正するということをしてはどうかという意見・提案をいただいているものです。

こういった形で単純な誤字の訂正であるものと、あと、単純な誤字ではないですけれども、明らかに誤りであり、かつ修正の方針が明確であるものというものを、この分類(b)というもので15点挙げております。これら15件については、字句の変更等に関するものと整理をした上で、原則として全てについて令和2年度中を目途に改正をするということをできればと考えております。

説明は以上です。

市村部長 ありがとうございます。

ただいまの資料1-3について御意見、質問等お願いします。

この中には、全くの誤記・誤字みたいなものから、少し中身を正確化するものなどありますけれども、いずれも審査実績ではもう明確になっている。ただ表現の問題であるという、そういうことでよろしいですか。

佐々木企画官 技術基板課、佐々木です。

私ども資料も頂いておりますし、直す方針はかなり明確になっていると思いますので、 誤記のような簡単な改正ではできないとは思いますけれども、今年度、対応するものとし てはできると思っています。

市村部長 資料1-3についていかがでしょう。

これは今年度、もう令和2年度も途中まで来ていますけれども、今年度中にこの改正作業は行うという方針を、今、基板課のほうで示していますけれども、それも含めていかがでしょうか。

よろしいですか。特に異論、コメント等なければ、この基盤課の方針に沿って、1-3に

ついてはこの方針に沿って今年度中に改正をするというトラックに乗せるという方針にしておきたいと思います。よろしいですか。

それでは資料1-4、お願いします。

北井上専門職 技術基盤課の北井上です。

資料1-4、こちら最後の資料になりますけれども、北井上から説明をさせていただきます。

今まで分類(a)と分類(b)について御議論いただきましたけれども、こちらは最後の分類(c)、その他記載の具体化、表現の改善の検討が必要なものというものについて整理をした紙というふうになってございます。

9月の委員会に暫定的な分類をお示しした段階では、こちらの(c)に該当するものは64件 ということで分類をしておりました。

このうち1件については、先ほど資料1-2で御説明したとおり、分類を(a)、見直しを要しないものと整理するということとさせていただきましたので、残りの63件について引き続き分類(c)というものに分類してはどうかと、分類することとしたいと考えております。

こちら63件、多くございますので、次ページ以降表4にまとめておりますが、このまとめを行うに際し、これまで9月の委員会で行っていた自然ハザード関係か、それ以外かという2分類ではなく、さらに細分化した形で小分類を付した上で、それぞれまとめております。その小分類が1ページ目の表に記載してあるとおりでございます。

まず一つ目が地盤関連、こちらが5件、次が Bで、耐震設計関連、こちらが14件、 C. 耐津波設計関連、こちらが13件、 D、その他の自然ハザード関係に関する意見・提案というものが4件と、小分類四つに分けてさらに細分化というのをさせていただいております。

また、 番の自然ハザード関係以外のものについてですけれども、こちらはさらに三つに分類をさせていただいております。 Aが設計基準対象施設に係るものということで10件、 B、重大事故等対象施設に係るものが14件、最後 C、手続に関するものということで3件、このような形で小分類をさせていただいております。

このような形でまとめたものが2ページ目以降の表4になります。こちら基本的には委員会でお示しした意見・提案の概要と変えておりませんが、右から2番目の列の部分に、主な改正点のイメージという欄だけ付け加えさせていただいております。こちらは意見・提案とともに、改正のイメージですとか、先ほどのATENAさんからの資料であったような修

正案が提示されたものについて、その改正箇所とイメージというものを、あるものについては記載をさせていただいております。ないものについては当然、内容について慎重な検討が必要なものということになりますので、「(今後要検討)」という形で記載をさせていただいております。

それでは、 Aの、地盤関連から簡単に例を挙げながら紹介をさせていただきたいというふうに思います。

まず A、地盤関連です。こちらは5件ございました。中身としては対象となる法令文書類というのは、設置許可基準規則の解釈が2件、基準地震動等審査ガイドは3件、敷地内地質等審査ガイドに係るものが4件という形で、意見・提案がありました。

最も多かった敷地内地質と審査ガイドから1例御説明させていただきますと、52N、上載地層法の評価方法というものです。こちらは将来活動する可能性がある断層等の認定に当たり、上載地層法が後期更新世以降、12万年~13万年前以降の活動を評価できる手法であるということを審査実績等を踏まえて追記してはどうかという形で意見・提案があったものです。

こちら具体的には、先ほど申し上げたガイドの中の(2.1基本方針)という部分について、この点を明記してはどうかという形で、具体的な改正点のイメージ等はいただいているものでございます。こういったものが地盤関連の意見ということで、まとめさせていただいております。

具体的なイメージがあるものは全体で3件ありますけれども、全体的な件数がほかのものと比べてあまり多くないというところと、あとは、基本的にどの意見も複数の文書類にまたがって意見・提案がされているというところで、こらちについては留意しながら慎重に検討をしていく必要性があるのではないかと考えてございます。

続きまして B、耐震設計関連です。こちらについて全部で14件ありました。ちょっと数が多いので、さらに細かく規則や解釈に係るものということで8件、ガイドに係るもので6件ということで、分けて記載はさせていただいております。

意見・提案をいただいている法令類ですけれども、多く寄せられているのは設置許可基準規則で、こちらが2件、設置許可基準規則の解釈でこちらが6件、基準地震動等審査ガイドが2件、耐震工認ガイドが3件という形で、主な対処の法令類というのは今挙げた4点ということになります。こちらに該当する意見・提案として、かいつまんで2点、例を挙げさせていただきます。

まず、規則及び解釈に係るものの一番上、18Nというものです。こちらが兼用キャスクに適用する地震動についてですけれども、兼用キャスクは第4条第6項に規定する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものであることというふうに要求がなっておりますけれども、他方で第4条第1項で地震力に十分耐えることということも記載をされておりまして、こちらがその重複した規定になっているのではないか、重複しているように見える規定になっているのではないかという形で、可能であれば明確化して記載を修正するということをしてはどうかという形で意見・提案をいただいているものです。こちら、解文書も含めていろいろと規定がありますので、こちらについてイメージはなく、「(今後要検討)」という形で整理をさせていただいております。

次の例として、ガイドから1点挙げさせていただければと思います。多く来ていたのが耐震工認ガイドですので、その中から1点、4ページ目のNo.35Nについて簡単に説明をさせていただきます。

こちらは地震と津波が同時に作用する可能性というものでして、こちら設置許可基準規則解釈で要求されている、地震と津波が同時に作用する可能性についての検討というものが、耐震工認ガイドの中では記載をされていないので、これに関する設計審査の方針というものを追加してはどうかという意見・提案をいただいているところです。具体的な改正イメージは右の欄にあるとおりでして、6.1の設計審査方針という部分にこの旨記載してはどうかという形で、意見・提案をいただいているところでございます。

こういったものが B、耐震設計関連ということで、14件いただいております。

先ほど申し上げように、具体的な改正イメージがあるものは、全体の約7割となっておりまして、イメージありの件数、特にガイドに絞ると6件中5件ということで、イメージありの件数が多いかなと。特にガイドに絞ると件数はぐっと減ってしまうものの、他方で主な改正イメージがあるということで、改正すべき内容というのは比較的明確というふうになっているのではないかなと認識をしております。

続きまして C、耐津波設計関連です。こちら全体で13件ありまして、その中で規則と解釈に関するものは5件、ガイドに関するものは8件ということで整理をしております。

それぞれ主な対象となる法令文書類の名前を挙げさせていただきますと、設置許可基準 規則の解釈というのが4件、基準津波等審査ガイドというのが6件、耐津波工認ガイドとい うのが2件という形になっております。

参考までに付言しますけれども、全体を押しなべて見たときに特に多いのは、今申し上

げた設置許可基準規則解釈が、規則及び解釈の中では最も対象として多く意見・提案が寄せられたものですし、ガイドで見ると基準津波等審査ガイドについて意見・提案が最も多く寄せられております。

すみません。少し脱線しましたけれども、それぞれの例を説明させていただければと思います。

まず、解釈のほうから1例を説明しますと、一番上にあるNo.1Nを御覧ください。こちら5ページ目と6ページ目にまたがって記載をされております。こちらは動的な津波防護施設と安全機能というものでございまして、具体的には防潮ゲートなどの動的な津波防護施設を設置する場合にあっては、安全機能に係る規制要求の考え方等も踏まえまして、当該施設のうち動的な機構を有する部分に対して多重性又は多様性及び独立性の要求事項を記載してはどうかという形で、1点提案をいただいているものでございます。

こちら似たようなものが7ページ目の下で、19AということでATENAさんからも類似した 意見・提案をいただいているというふうに認識をしております。

こちら規制庁側であったものとしては、その規定ぶりというのは「(今後要検討)」ということで整理をさせていただいております。

ガイドから1例を挙げさせていただきますと、6ページ目のNo.39Nを御覧ください。6ページ目の下の方でございます。こちらが「施設・設備施工上生じうる隙間部等」ということで、その審査の際にここに書いてある「施設・設備施工上生じうる隙間部等についても留意をすること」としているのですけれども、その隙間部というのが明らかではなく、審査の中で議論になることが多いということで、ここについて分かりやすさの観点から記載を追加してはどうかという形で意見・提案をいただいているものでございます。具体的な改正イメージは、その右の欄に書いてあるとおりでございます。

こういった形で改正の具体的なイメージがあるものが、全体のうち13件中9件、約70%、7割程度ありまして、特にガイドについてのみ見ると約90%、9割ぐらいが、ガイドの改正のイメージがあるということで、件数が多く、また、内容も比較的明確という状態でございます。

続きまして D、その他自然ハザードというものです。こちら8ページ目に記載をしておりますが、該当するものが4件です。設置許可基準規則関係が2件と、あと火山影響評価ガイドが1件、竜巻影響評価ガイドが1件という形になっております。

具体的なものとして例を挙げますと、一番上に書いてあるNo.2Nですけれども、複数の

自然現象による荷重の重畳というものがございます。こちらの重畳に関しては審査を通じてこの基本的な考え方というのは確立をされてきたことから、この考え方を規制基準に記載してはどうかということで意見・提案をいただいているものでございますが、その規定ぶりと、あとまた、その考え方というのを整理する必要性があるということで、こちらも「(今後要検討)」という形で整理をさせていただいております。

こちらについて、そもそも全体の件数というのも4件ということで、相当少ないというところと、あと、その他を雑多にまとめているという部分にもなりますので、それぞれの意見・提案の中で、その対象としている分野というのは、細かく見ると多様になっているという点についても留意が必要ではないかと認識をしております。

以上が 自然ハザード関係に関するものとして、分類をしたものでございます。

続きまして8ページの下からが 番、自然ハザード関係以外のものということで三つに 分類しているものでございます。

まず A、設計基準対象施設に係るものということで、こちらに分類しているものは10件ございます。規則と解釈に係るものが6件、ガイドに係るものが4件でした。主な対象となっている法令文書類ですけれども、設置許可基準規則が2件、その解釈が3件、また、火災防護審査基準が3件という形で意見・提案をいただいております。

それぞれ例を挙げますと、まず解釈ですけれども、No.6N、8ページ目の一番下から9ページ目にまたがるものですけれども、こちらが安全評価上の単一故障の仮定に係る整理というものでございます。こちら、安全評価指針に基づく単一故障仮定の適用範囲に、設計基準事故の安全解析のみならず、運転時の異常な過渡変化の安全解析も含まれることを明確にするということが提案としてされております。他方でその規定ぶりというのは、いろいると検討が必要ですので、「(今後要検討)」という形で記載して整理しております。

ガイドからも1例を挙げますと、ガイドに係るものの一番上に書かれているNo.4Nを御覧ください。9ページ目の下のほうです。こちらが火災防護対策の多重性、多様性、独立性ということで、消火設備に対する要求事項に関して、要求すべき範囲等を整理してはどうかということで、意見・提案をいただいているものです。こちらについてもその規定ぶりというのは慎重な検討が必要だということで、「(今後要検討)」という形で整理をしております。

このように、イメージがあるものというのが、ほかと比べると大分少ないという状況になっております。またイメージがあるものについても、基本的には先般の公開会合で

ATENAさんから提案をいただいたものということになっておりまして、その内容については、今後仮に反映する場合には対応の要否を検討するに当たって、一定程度の精査が必要だというふうに認識をしております。

続きまして B、重大事故等対処設備に係るものについて説明をさせていただきます。 こちら10ページ目以降に記載をされておりますけれども、全部で14件ありまして、規則及 び解釈に係るものが11件、ガイドに係るものが3件でした。主な対象としては設置許可基 準規則が7件、その解釈というのが2件という形で意見・提案をいただいております。

具体的な例を挙げますと、No.10の重大事故等対処施設に係るものの一番上に書かれているNo.8Nを御覧ください。こちら有効性評価における判断基準ということで、重大事故当時の原子炉格納容器内の環境は、内部で発生した水蒸気によりドライ環境とはならないということで、水素濃度をドライ環境に換算して評価するということとしている記載を修正してはどうかということで意見・提案をいただいているものでございます。

こちらATENAさんからも似たような意見をいただいておりまして、11ページ目のNo.2Aというところですけれども、ATENAさんからも似たような意見・提案というのをいただいているところでございます。他方でその規定ぶりというのは、「(今後要検討)」とさせていただいております。

また、ガイド関係で別の例を挙げますと、12ページ目の真ん中の辺りにありますNo.9Aというものを御覧ください。こちらが重大事故等対処設備の供用期間中検査というものですけれども、重大事故等対処設備に属する機器の、供用期間中検査規定がないということで、記載の追加を希望するということが、ATENAさんから意見・提案をいただいているものでございます。具体的な改正のイメージは、その右の欄に記載しているとおりでございます。

今申し上げたように、イメージありのものも幾つかはあるのですけれども、全体的に半分くらいは改正のイメージというのは「(今後要検討)」という形で記載しておりまして、またイメージがあるものについても、基本的にはATENAさんから意見・提案をいただいているものですので、その対応に当たっては一定程度の精査というのは必要になるのではないかと認識をしております。

長くなってすみません。最後ですけれども、 C、手続関連というものがございます。 こちら12ページ目と13ページ目にまたがって記載をしておりますが、対象となるものは3 件ありまして、いずれも工事計画に係る手続ガイドに関するものでございます。 1例を申し上げますと、12ページ目の一番下に書いてある24Aを御覧ください。こちら要目表の対象の記載欄ということで、規則等の改正により要目表対象ということになった設備であっても、従前から設計ないし設置されている設備については、要目表の変更前の欄に記載するということになっていますが、その運用についてちゃんとガイドに記載をしてくださいということで意見・提案があったものでございます。具体的なイメージは右の欄にあるとおりです。

こちらのとおり御覧になれば分かるとおり、意見・提案に関するイメージというのは全てついてはおるのですけれども、同時に先ほど申し上げたとおり、イメージの全てというのはATENAさんからの意見・提案に係るもので、ATENAさんからいただいているものとなっておりますので、今後対応に当たっては一定程度の精査が必要という状況になってございます。

すみません。時間を大分取ってしまいましたが、今申し上げたものが分類C、その他記載の具体化、表現の改善の検討が必要なものということで整理をしたいと考えております。また、1ページ目の頭、御覧いただければと思います。今後、よろしければこちらの表4について優先順位を付して、その下にある取組計画の策定に関する考え方に基づいて、取組計画案を策定することとしたいというふうに考えてございます。

具体的には、まず令和2年度、今年度の取組計画案というものは、本件、初めての取組ということにもなりますので、記載の具体化、表現の改善の内容が比較的明確であるものについて、数件程度選定をした上で、取組計画案を策定するということをしてはどうかと考えております。こちらは本年10月中を目途に策定するということを考えております。

2点目、こちらは令和3年度、次年度の取組計画案ですけれども、こちらについては、まず、審査の関係者である原子力規制部と事業者から、優先順位に関する意見を聴取した上で、その聴取した意見も踏まえて取組計画案を策定したいと考えております。こちらが令和3年度の取組計画案に係るものですので、令和2年度末、本年度末中ということで考えております。

最後、それ以降の取組計画案ですけれども、こちらについても原子力規制部及び事業者から新たな意見・提案の有無がないかを確認し、また優先順位に関する意見を聴取した上で、取組計画案を策定するということを毎年度末やるという形で類型化してはどうかというふうに考えております。

長くなりましたが、説明を終わります。

市村部長 ありがとうございました。

それでは資料1-4について、今後の進め方についてはこの後、議論することにして、まずはこの中身について、今御説明があった2ページ目以降の表の各項目について、これも大分いろんなものがありますけれども、これについて意見、コメント、質問などあれば、そこからスタートしましょう。小林さん。

小林補佐 地震・津波審査部門の小林です。

冒頭2ページで御案内いただいた地盤関連です。一つ、我々の問題意識をお伝えしたほうがいいかなと思っていて、殊に48N、それから50N、51N、これは我々としては誤解を与えるような記載になってしまっているかなと、それは、今の審査実績とか、我々審査官がもともと認識している審査の確認すべき事項とか、そういったことで問題意識を持っています。

若干、物によるのですけど、具体的にどういうことかというと、解釈別記と、これもともと階層が違いますので、それと審査官が参照する審査ガイドです。そこが本当は同じベクトルで向かっているものなのですけれども、要求事項だったり確認事項だったりですけど、どうしても書き物されていて、見た場合にやはり受け止めが人によって違う、誤解を与え得る、受けるようになっていますので、まず我々としてはそこを抜本的に、よい方向に分かりやすさの観点でやっていきたいなというのが問題意識としてあります。

それと先ほど御案内いただいた、例えば上載地層法とか鉱物脈法とか、確かにガイドが 策定されて以降に、審査の実績を踏まえてかなりフォーカスされて、有効な手段として評価できるものというのも出てきますので、この辺は本文に記載したり、もともと解説にあった、そこに収まっていたものを、本文の確認事項として記載したり、解説も充実させたり、そんな形で事地盤関連はやっていけたらいいかなというのも、ちょっと考えている次第です。

以上です。

市村部長 ありがとうございます。

それはだから、書き物として、ちょっとその文が言葉足らずということもあって、誤解を招きかねないものがあって、ただ審査の実績を踏まえれば、別に解釈に疑義があるわけでも、齟齬があるわけでもないけれども、文の表現として正しておいたほうがいいと、そういうことをおっしゃられているのですね。

小林補佐 はい。基本的にはそのような御理解で結構かと思います。

市村部長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ、三井さん。

三井上席審査官 原子力規制庁の地震・津波審査部門の三井といいます。

私から分類に関しての確認なのですけども、今の表4の4ページです。4ページの47Nというコメントなのですけども、こちら当部門から要望させていただいた内容かと思うのですけども、基準地震動及び基準津波の策定における重大事故等対処施設の取扱いということなのですけども、要するに基準地震動とか基準津波の策定については、そのSAとDBで異なる場合があるので、それぞれ策定を要求するような規定にすべきだという話なのですけども、これカテゴリが耐震設計関連のほうに分類されているのですけども、カテゴリ分けを見ると、重大事故等対処施設ということで、 Bというカテゴリがあるのですけども、分類としては Bのほうに分類したほうがいいのかなというような感触を受けたのですけども。

カテゴリ分けにそれほど厳密な意味があるとは思わないのですけども、例えば重大事故等対処施設のカテゴリ分けを見ますと、11ページのほうを見ていただきますと、16Nというコメントがありまして、SA施設に対するDB条文の適用というようなコメントがありますけども、要するにこれの一類ではないかなというふうには考えていて、カテゴリ分けとしては、先ほど申し上げた47Nというコメントについては、重大事故等対処施設のカテゴリに入れてもいいのかなというような感触を受けましたので、御検討いただければと思います。

市村部長 どうでしょう、佐々木さん。

佐々木企画官 技術基板課、佐々木です。

御意見ありがとうございます。

最初に 、 を分けたときに自然ハザード関係とそれ以外という、最初に分けた関係 でこちらに入っているのですけども、その分け方の考え方があまり明確でないのかも分か りませんので、どういうふうに分けるのかということはもう一度整理して、分類し直して、また皆さんに御確認いただこうかと思います。ありがとうございます。

市村部長 ただこれは、この分類が違っていたとしても、その後の作業に大きく影響するということではないんですよね。

佐々木企画官 技術基板課、佐々木です。

そのように思います。

市村部長 これは事務局でもう一度全体を見てもらって、 側なのか 側のほうがいい のか、これは整理をしていただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

正岡さん。

正岡補佐 実用炉審査部門の正岡です。

何点かありまして、まず、通し番号で言うと10ページの一番上に8Aというやつです。事業者のほうから提案があったみたいなのですけど、火災申請基準に対して中操以外でも同等の保安水準があればいいんじゃないかということで。

これ自体は、もともと火災審査基準の頭に、これによらなくても同等であればいいというのもありますし、火災審査基準の上の、もともとこれ解釈で引用されているのですけど、解釈自体も同等の保安水準があって、ここに「同等の保安水準」と追加しても、結局、審査としてやることは同等の保安水準を審査するだけなので、特段事業者さんの言うとおり書いても何も変わらないかなと思っておりまして、そういう意味では別に、あちらの意見も聞かないと分からないですけど、特段改正する必要はなくてもいいのじゃないかなと思っております。

順番のほうがいいですか、6個ぐらいあるのですけど。

市村部長 じゃあ今、最初の点について何かあれば。

佐々木企画官 技術基板課、佐々木です。

今おっしゃっているのもそうですし、中央制御室を加えということなので、場所の同等性ということだと思いますので、何が同等なのかが分かるように書かないと、書く意味はないと思っていますので、ちょっとそういうコメントはATENAさんとの会合のときにもしておりますので、ここに載せたからといってそのまま書くつもりではございませんので、今後検討して、対応できない場合もあるかもしれませんけども、そういうつもりで記載しているものでございます。

正岡補佐 でも、これについてはあれじゃないのですか、1-1にも結局個別審査によるので、例示としてこれ以上書きませんみたいなのがあったと思うのですけど、その類とは違うのですか。

彼らとして見れば、あらかじめここと言っておいてもらえれば、そこはもう審査に時間を食うことなく決めてもらえるので、そのほうが早いというか、スムーズに審査が行く

ので、挙げておいてもらいたいということなんじゃないのですか。

ただ、それは個別のプラントにもよるということであれば、それは審査によるのだし、 同等の保安水準かどうかというのは、それはもともと明記されているし、後は審査の中で 確認するだけなので、そもそもこの御意見を(a)にしてしまうということはできないので すか。

佐々木企画官 技術基板課、佐々木です。

もうちょっと具体的な部屋の同等な話をしているのかと思ったので、例示することができれば追記してもいいのかもしれないなと思ったのでここへ残したのですけども、今の正岡さんのお話からしたら、(a)に分類してもいいのかも分からないと思いました。

市村部長 正岡さん、何かありますか。

正岡補佐 そうですね。個別で中操以外に特定できる場所、全プラント共通で、例えば 廃棄物の焼却建屋の小さい制御室とか、常にそういうどのプラントでも人が24時間いてと か言えるのであればいいのですけど、そういうのも各プラントによって運用も違うと思っ ておりまして、昼はいるけど夜間はいないとか、そういうことだと結局審査としては同等 の保安水準を審査する以上のことはできなくて、同等の保安水準の場所と書くぐらいであ れば、記載自体しなくても十分読めるかなと思っております。

市村部長 ありがとうございます。

もしそうであれば、この意見はいただいたけど、これ同等の保安水準というのは、そも そも基準の冒頭に書いてありますよということと、かつ、それ以上のことは個別の審査で 確認をする必要があるので、(a)だという整理にしてもいいのではないかと思いますけど。 佐々木企画官 技術基板課、佐々木です。

そうしましたら、今の事実関係を確認した上で(a)に移させていただくということで、 皆様がよろしければ、事務局の提案としては分類移動するというふうにさせていただきた いと思います。

市村部長 その手続でよろしいですか。

正岡補佐 実用炉審査部門としては問題ありません。

市村部長 室長、よろしいですか。

守谷室長 火災室として問題ありません。

市村部長 では念のため、その他を含めて意図が事業者側にないようであれば、そうい う整理にするということでお願いします。 佐々木企画官 基板課、佐々木です。

了解いたしました。

市村部長 じゃあ正岡さん、続き。

正岡補佐 すみません。引き続き通し番号10ページの、その下の14Aなのですけど、これは書き方は、今後、書くときに注意しないとなと思っていることだけの意見なのですけど、今、障壁があれば具体的な評価は不要といって、障壁の基準がないのです。なので、恐らく発端はもともと山があるとか、すごい遠い距離離れていて、その真ん中に山があるにもかかわらず評価させるのかという話だったと思うので、当然そういうことまで言うつもりはないのですけど、一律に障壁、壁1枚あればいいとか、そういうものではないかなと思っているので、書くときには少しその辺がきちんと分かるようにしていく必要があるのかなと思っております。

これは特段意見だけなので続けさせていただいて、今度は通し番号の11ページの一番下です、5Aというところで、これはSFPの未臨界評価なのですけど、この未臨界評価に当たっては制御棒、当然、何個か入っているので、制御棒を考慮してもいいとか、ウラン等の減損を考慮してもいいという、これも言ってみれば当たり前の、あるものをないことを前提に評価しろなんて、そういう評価を求めているわけではないので、当然、制御棒があれば制御棒を期待して評価してもいいですし、こういうことを書くと、結局じゃあほかの安全解析だって一緒ですよね。当然、制御棒で止まるのを期待するので、なのであえてこれを書く必要性というのが、少し5Aに関しては理解ができなかったというところがあります。あと、もう続けちゃってよろしいですか。

市村部長 ちょっとじゃあ今、二つのところで何かリアクションがあれば、お願いします。

佐々木企画官 技術基板課、佐々木です。

先に説明いただいた10ページの14Aのほうについては、同じ意識を持っておりますので、この障壁について明確な記載ができるかは分からないのですけども、定性的などういう障壁なのか、あるいは例示をするなのか、そういう形で何かこのままではできないというのは認識しております。

もう一つの11ページの5Aのほうですけれども、考慮してもよいというものを追記し出すと、やはり同じ意識だと思います。無限に出てきちゃうので、それは選定して書く必要があると思いますので、この段階でATENAさんの提案を全部精査して、却下するかどうかと

か、採用するかどうかということが、まだそこの段階まで至っていないですけれども、ここに載せたから、必ずこのようにするというつもりではありませんので、今の御意見を踏まえて検討したいと思います。

市村部長 ありがとうございます。

これ忘れないうちに言っておきたいのですが、今、佐々木さんからも、あるいは北井上さんからも説明があったように、ATENAマークがついているものの改正のイメージというのは、ATENAから出てきたもの、そのものだということですよね。それは明記をしておいてもらったほうがいいのだと思うのです。

これ、基盤課作成の資料になっていて、要は1-1みたいにATENAから言われたものでも、それは改正しませんよというふうに整理しているものもあるわけじゃないですか。そうすると一応、基盤課が全部見た、整理をしたという上での資料になっているので、それでここにその改正のイメージと書かれると、どなたが主張をされている改正のイメージかが不明になっていて、そうすると今みたいなやり取りになってしまうのです。だから、これはATENAのマークのものは、ATENAがこういうイメージを持って提示をしているというのをそれぞれ書いておかないと、誤解が生じると思います。

佐々木企画官 技術基板課、佐々木です。

そのようにいたします。

市村部長 すみません。

では、正岡さん、続きをお願いします。

正岡補佐 引き続いて、実用炉審査部門の正岡です。

あと3点ほどで、通し番号12ページの16Aと、真ん中ぐらいにあるやつなのですけど、原子炉の停止時の範囲です。どこまでを停止時でやるかという。これはおっしゃるとおり審査でやっているのは結局大体の場合、停止時と運転中を抜けなく取るということで、当然、停止の区間がちょっと変わったとしても、変わったところの残りは当然運転機関側で見ないと駄目なので、保安サイトで必ず抜けがないようにということなので、今審査では、実際には要求している停止時に対して少し広かったのか狭かったのか、忘れたのですけど、結局その中に厳しいと書いていますよということを確認しているので、この方向性自体は特段異論はないのですけど、書く時には逆に抜いた部分は当然運転中側に入れるべき話なので、その点は少し書き方を工夫をしたいなと思っています。ただ単に抜くだけじゃなくて、当然その分は運転中に入りますよと、当たり前のことです。

あと13ページの一番上で、これはここに書いてある文言自体はいいのですけど、ちょっと説明の中で気になったのが、設置されていれば、もう何でもかんでも変更前に要目は書いてもいいのですという、そういう説明があったのですけど、そういうわけじゃなくて、例えば今回で言うと火災防護設備とか、溢水防護設備はもともと当然、堰があったり、消火配管があったのですけど、あれは新たな基準要求があって、それに応じて別表をつくったのですよね。

そういうものについては、当然、既設であっても検査もしなければならないですし、 審査もするものなので、そこは少しもう既設だったら何でも変更前でいいという、そうい うことにはならないように、基準、要求に応じて追加したものについては変更後として確 認していく必要があると思っているということで、ちょっとこれもガイドの書き方につい ては工夫が必要かなと思っております。

あと一番最後、13ページの一番下の26Aなのですけど、これは窒素ガス代替注入系で、BWRで言うと代替循環冷却したときにどんどん酸素濃度が高くなるので、窒素供給車で圧縮機でどんどん窒素を送ってベントを遅らすという、そういう実質的には窒素ガス供給車みたいな車です。

そういうところをどこに位置づけるかという話なんですけど、どちらかというと、今、 改正案が原子炉格納容器長期設備側に、これは通常のを書こうとしているのですけど、む しろ窒素ガス代替注入系は可燃性ガス濃度制御設備、要するに安全設備側にきちんと書い てくださいよということを書いたほうがいいかなと思っておりまして。

なぜかというと、今、問題は事業者さんとしては、「窒素ガス代替注入系を個々に区分することになったため」と書いてあるので、当然そちら側にきちんと安全設備、安全を守るべきSA設備の一つなので、そちら側にきちんと書いてくださいよということで、長期設備側じゃなくて、可燃性ガス濃度制御設備側に、少し書き方を追加するというのがいいと思っております。

以上です。

市村部長 ありがとうございます。

正岡さんの今の発言の後半のほうに何かコメントがあれば、お願いします。

佐々木企画官 技術基板課、佐々木です。

今御指摘いただいたものについては、対応する時期が来たときには、案文をどこにどう 記載すべきかというのは、御相談してからやりたいなというふうに思います。 ありがとうございます。

市村部長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

嶋崎さん。

嶋崎補佐 専門検査部門の嶋崎です。

専門検査部門の関係は1点だけでございまして、12ページの真ん中辺り、9Aと書かれています、亀裂解釈に関するものです。

補足といいますか、若干確認も含めてなんですけれども、ATENAからの意見・提案で「重大事故等対処設備に属する機器の供用期間中検査規定がない」と書いてありますが、実際は亀裂解釈の親の規則にあります、実用炉の技術基準の規則の解釈の中、55条の解釈の中に、重大事故等のクラス1機器、クラス2機器については設計業者のクラス2機器と同じ、読み替えるといった規定があって、全く規定がないというわけではないのですけれども、ただ、御提案のとおり亀裂解釈の中に、この表に記載のとおりの記載を追加すると、より丁寧で明確かなと思いますので、ここの話については専門検査部門としては特に異論はございません。このとおり進めていただければ結構ですし、記載の内容も特に、単純な内容ですので、作業としても特に何か必要なものではございませんので、今後の進め方にも関係すると思いますけども、優先順位は高いわけではありませんけれども、作業は単純ですので、技術基板課のほうで整理される進め方に従って我々としては対応していきたいと思っております。

以上です。

市村部長 ありがとうございます。

今のはコメントでよろしいですかね。

どうぞ。

佐々木企画官 技術基板課、佐々木です。

今御説明いただいた内容、多分55条材料及び構造に書いてあるということで、この説明のATENAさんの御意見の趣旨は、DBで言うなら18条に当たる、亀裂の解釈のところでは明確になっていないから、こっちに書いたほうがいいのじゃないかということだったというふうに理解していて、それについては、そうですねと思うのですけど、一方で、DBのときのクラスとSAのときのクラスで機器も違いますし、二つのクラスに属する機器がないのかとか、そういうの大丈夫なのかなとちょっと思いますので、これ対応するときには、そう

いう機器とクラスとの関係の、あと、維持規格は御存じのように検査する部位とかタイミング等は決まっているから、本当にできるのかなという気もちょっとしますので、これは時間をかけて精査する必要があるかなというふうに思っています。

市村部長 ありがとうございます。

そのほかの点、いかがでしょう。

そうすると中身については大体よろしいですか。今の時点で確認できることはよろしいですか。若干の分類分けの整理とか、確認の上していただく必要がありますけれども、それでこの表自体は、今の時点では若干の変更をした上で、これで確定をしておくということにしましょうか。

それでは、進め方ですけれども、最後に説明があったように、この資料1-4の1ページ目の下のほうに今後の進め方、書いてありますけれども、これについて、まず事務局から補足説明はありますか。

佐々木企画官 技術基板課、佐々木です。

まず、この取組計画案の考え方ですけれども、真ん中の丸になりますけれども、令和3年度、つまり来年の4月から行う取組計画案については、原子力規制部からも優先順位に関する意見を聴取させていただきたいと思っておりまして、今この会合の資料の最初のほうで、こういうものが大事ですという説明が地震・津波審査部門からありましたけども、そういう形で結構ですので、各課からいただきたいというふうに思っています。

市村部長 ありがとうございます。

令和3年度以降はそういうことだとして、じゃあ、まず令和2年度、どこまでどうやるかというのを議論しましょうか。まずこれについては、事務局から提案があればお願いします。

佐々木企画官 技術基板課、佐々木です。

今年度の計画ですけれども、今年度と申しましても現在10月ですので、あと半年で取り組むということになります。この取組は初めてやるものでして、基盤課としては改正はいるいろしてきたものの、どのぐらいの物量ができるのかとか、難易度がちょっと、どのくらい半年でできるのかが正直分からないというところもありますので、できればここに書きましたように、内容が比較的明確であるものを数件程度、選定したいということで、具体的には規則よりもガイドのほうがこういうことを、例えば明確に記載するとか、例示するということがはっきり書いてあるものが多くなっておりますので、基盤課としては、こ

の資料でいいますと6ページから載っていますけれども、耐津波設計関連のガイドについて、具体的には基準津波等審査ガイドです。

正確には、基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドが、Bも4件ございますし、このCも6件ございますし、さらにこういうことを追記したほうがいいという提案を結構具体的にいただいておりますので、基盤課のほうとしても案文がつくりやすいということがありますので、これを最初の試行としてやらさせていただけたらありがたいと思っています。

市村部長 ありがとうございます。

基準津波等審査ガイドのことでよろしいですか。

佐々木企画官 そのとおりです。

市村部長 これで、このうちの具体的にはどれというのは、今もう特定できる程度の知 見はあるんですか。

佐々木企画官 技術基板課、佐々木です。

このガイドに関するものをまとめてやらさせていただければと思っていまして、この表で言うと6ページから39N、40N、41N、42N、55N、それからめくっていただきまして一番下の19Aです。

この6件を取り組んでみて、この中には1件「(今後要検討)」がありますけれども、それも含めて検討させていただいて、案文をつくれないかをやってみたいというふうに考えております。

市村部長 まず、それが今年度の作業に向けての基盤課の提案ということですね。多分、 恐らく規制部の方に御協力をいただかないといけないということだと思いますけれども、 いかがでしょう、小林さん。

小林補佐 地震・津波審査部門の小林です。

今し方、佐々木さんのほうで御提案いただいた案件は、我々の所管に近いものかなというのは認識しました。その心としては、確かに先ほどおっしゃられたとおり、この表の右側の主な改正のイメージがもうほぼほぼついているから、平たく言えばアクセスしやすい、アプローチしやすいのかなということというふうに理解しました。

それで、そこは一定程度理解するところなのですけど、いま一度資料1のような1ページ、 また大原則を確認させていただきたいのですけど、今年度は試行的にやるということで、 もう下半期に行っているので、あと半年ということなので、先ほど言ったとおりアプロー チしやすいというところなのですけど、一方やはり重要かなと思っているのが、現在例えば審査の上で、重要で速やかにメス入れをしなくちゃいけない、そういったもの。

そういった解決、要はやはりそういった改善事項をやっていかなくちゃいけないものというのは、現時点いろいろと幅広にリサーチした上ではそういうものはないから、今御提案いただいたような形でやっていきますという、そこの押さえはできているわけなのですか。

例えば御承知のとおり、昨年の12月に当時のいろんな事情だったりとか、諸般の問題意識があって、火山の影響評価ガイドが分かりやすさの観点から一部改正されたと思うのですけど、それはやはり当時のそういった問題意識があったからなのですけど。例えば現時点でそういうのは今のところなくて、比較的フラットな形に全体捉まえて、ひいてはアプローチしやすいもので基準津波とか耐津波設計関係、工認関係で提案しますという、そういったふうな流れですか。そこだけちょっと押さえさせていただければ。

佐々木企画官 技術基板課、佐々木です。

委員会にお諮りしたときにも題名として記載の具体化、表現の改善ということで出させていただいた。正確に言ったほうがいいですかね。

「記載の具体化、表現の改善について」というふうにお出しさせていただいたように、今審査実績としては、こういうふうに審査するということが、もう審査の段階で分かっているけれども、ちゃんとそれを明確に記載するという、そういう手当てをするという種類のものが集まってきているというふうに思いますので、安全に影響を与えるとか、そういう種類のものでしたら、この枠外だと思いますので、基本的にはどれからやってもそんなに大きな違いはないと思いますけれども、より先にやってほしいというものは各課の中ではあるかもしれないので、優先順位をお聞きしてやりましょうというふうに思っておりますので、御心配をされているような懸念のものは、基本的に入っていないというふうに理解しています。

小林補佐 地震・津波審査部門の小林です。

佐々木さんがおっしゃることは大変理解いたしました。ありがとうございます。

市村部長 今のは仮に今のこの津波のガイドに着手したとして、それとは別に中身に影響するような、ほかの改正作業が生じたりすることはないかと、そういう意味ですか。

小林補佐 具体的にそこまで踏み込んで発言なり懸案事項というわけじゃなくて、何となく次年度以降は優先順位をつけてということであるのですけど、優先順位のつけ方の考

え方として、今本来は可及的速やかにメス入れしたほうがいい、改善したものがいい、そこからトップバッターとしてやっていくという考えもあるかなと。その辺りが少しもわっとしていましたので。

でも、今、佐々木さんからは特段そういったものは当然別枠でやりますと。比較的、平 常時のそれぞれがフラットな状態で行くので、アプローチしやすいものからというふうに いただいたので、それはそれで一定の理解をさせていただいたということです。

市村部長 確認ありがとうございます。

この優先順位のつけ方、考え方です。これはまずは試行的でもあるし、比較的、着手しやすかろうというところからやって、恐らくその状況が変わるようなことがあれば、それは変わらざるを得なくてでしょうけど、今の時点ではこれが一つの案だということですね。 進め方についてほかに意見、どうでしょうか。大野さん。

大野審査官 地震・津波審査部門の大野です。

5ページの38Nなのですけど、これ基準津波等審査ガイドがこの耐震のところに紛れていまして、修正が配されていなかったので、こちらに紛れています。こちらについては、今回基準津波等審査ガイドを対象に先行事例としてやるということなのですけど、こちらはNo.21Nというのが耐震ガイドのほうでして、耐震じゃないですね、すみません別記載なので。解釈のほうに入ってくるものなのですが、これは解釈まで影響するので、今回これは対象外ということでよろしいのでしょうか。

佐々木企画官 技術基板課、佐々木です。

私も同じように思っていますので、そちらの21番をやるときに一緒にやらさせていただきたいなというふうに思います。

大野審査官 ありがとうございます。

市村部長 ありがとうございます。

では、正岡さん。

正岡補佐 実用炉審査部門の正岡です。

今年度の進め方と来年度の進め方でちょっと確認なのですけど、結局今年度は資料1-3 は改正しますと、この改正というのはパブコメをやるかどうかは別として、委員会にかけて決めて、「試行」という言葉がガイドにいいかどうかは別として、改正・試行という、そういうのを年度内にやるという、そういう理解でよろしいですか。

佐々木企画官 技術基板課、佐々木です。

そのつもりです。

正岡補佐 はい。資料1-4のほうの今年度の計画なのですけど、僕がイメージを分かっていないのは、取組計画案を策定で、今やるとおっしゃっているところが新旧をつくるのか、これをやりますというだけなのか、何が取組計画で、何が取組計画案なのかがよく分からなくて、そこのイメージを合わせたいなと思うのですけど。

佐々木企画官 技術基板課、佐々木です。

この取組計画案は今年度改正するものを報告する、そういうふうに自分では思い込んでいたので、ちょっと書いていないのですけど、今年度、番号で何番と何番と何番について改正案をつくって、パブコメをかけて決定していただきたいということを書かれる予定にしていますので、案じゃなくて改正が今年度中にするというつもりでつくります。

正岡補佐 実用炉審査部門の正岡です。

結局そういうことなら今年度中に1-4の数件、先ほど言ったやつについては新旧つくって委員会にかけてやりますと、それが取組計画案というのはよく分からないのですけど、要するに改正しますという、そういう理解。

佐々木企画官 そうです。

正岡補佐 了解しました。

すみません。あともう1点、今年度の話で申し訳ないですけど、資料1-4の1ページ目の令和3年度、来年度の話で、課によっても違うのかも分からないのですけど、優先順位に関する意見を聴取するということなのですけど、今現時点でおっしゃるとおりこれは別にバックフィットでもなければ規制要求でもないので、単なる明確化とか具体化なのです。なので、正直言うと審査としては別に今このままでも審査できているので、多分、来年度聞かれても別にうちとして優先順位は特にないという回答をさせていただこうかなと思っています。

佐々木企画官 技術基板課、佐々木です。

そういう回答をいただければ、またやりやすいやつからやらさせていただくと思いますので、どれからやってもいいですという意見であれば、それで出していただければと思います。

正岡補佐 了解しました。

市村部長 ありがとうございます。

まず、来年度以降の話については、その年度末に向けて改めて皆さんからの何らかの

意見聴取をして、御意向を聞いて、そのときには正岡さんおっしゃるとおり、特段何の急 ぐあれもないので、好きなようにやってくださいということであればそうで、ただ、もし かしたらそれまでの審査の積み重ねで、追加の案件があったりとか、あるいはその後の審 査を踏まえて考えると、これはやはり改正する必要はないのですよと、例えばもう明確で すというのが分かったりとかいうのもあり得るので、それはその御意見を言っていただい て、基盤課で整理をしていただいて取り組むという、そういうことだと思います。

それから、令和2年度のこの取組計画案というのは、今、佐々木さんから御説明があったように、令和2年度の計画であれば、本年度はこのうちのBのこれはもうやりますと。それからCのうちのこれは何件、こういうやつを取り組みますというのを計画案として書いて、委員会にお諮りして、じゃあそれでやってくれとなれば、それで今年度中に改正できるように、実際にそれを取組計画を実現するという作業に着手をするという、そういうことですね。

だから同じサイクルを令和3年度、4年度にもそれぞれやっていくということになるのが今の計画だということだと理解していますけど、それでいいですか。

佐々木企画官 はい。市村部長のおっしゃるとおりです。

市村部長 ありがとうございます。

そのほか進め方、内容に戻ってもいいですけれども、御意見があればお願いします。

そうすると、あとは今年度の計画案に書かれることは、Aで整理されたものは取り組みませんということと、Bは15件ですか、これは取り組みますということと、それからCのうちの6件を取り組みますというのが書かれるのが今年度になって、6件が妥当な数字かどうかは何とも言い難いですけれども、例えば今のマンパワーであるとか、作業スケジュール、今もう今年度10月ですから、そんな時間ないわけですけれども、これは考えると、このつつのガイドに着目をして6件を改正するというのが、取り組み得る妥当な範囲という、そういう感じでしょうか。

佐々木企画官 技術基板課、佐々木です。

やったことがないので、ちょっと正直分からないのですけど、このぐらいだったら頑張ればできそうなレベルでつくってみました。

今のをまとめていただいたもののうち、先ほど正岡さんから御意見いただいた8Aについては、Aに移すかどうかを確認させていただきたいというふうに思います。

市村部長 ありがとうございます。

ではそうすると、今のような案をまた基盤課で事務的にしたためていただいて、委員会 にお諮りをして、前進をするということになりますかね。

議事は大体以上なのですけれども、また戻っていただいてもいいですけれども、全体を通して何かコメント、質問等あればお願いします。よろしいですか。事務局、基盤課のほうは何か、これ以上の説明等ございますか。よろしいですか。

ありがとうございました。それでは第1回のこの会議を終了いたします。ありがとうございます。